



自筆証書遺言書保管制度について



今年7月、自筆証書遺言書保管制度がスタートしました。
今回は 2018 年の遺言書に関する法改正をおさらいしながら、自筆証書遺言書保管制度についてご紹介します！

～法改正について～

【従来】自筆証書遺言書は自宅等で保管し、相続開始後には家庭裁判所に遺言書の検認手続きを受ける必要がありました。

【改正】相続をめぐる紛争防止のため、一定の様式に従って作成された自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が創設されました！

自筆証書遺言書保管制度の概要

- ① 遺言者本人が定められた様式に従って自筆証書遺言書を作成
- ② 遺言者本人が法務局への保管の申請を法務局にて行う
- ③ 法務局職員により民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）が行われる
- ④ 遺言書の原本及びデータは法務局で長期間適正に管理される
- ⑤ 相続開始後、相続人等は証明書の取得や遺言書の閲覧等が可能
- ⑥ 家庭裁判所での検認が不要

～注意点～

- ・保管の申請時や遺言書の閲覧時に手数料が必要
- ・相続人等が遺言書情報証明書を取得 or 遺言書を閲覧した場合、その他の全ての相続人等へ遺言書が保管されている旨が通知される

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書*
- ③ 添付書類（本籍の記載のある住民票等）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- ⑤ 手数料（収入印紙）

*申請書の様式は、法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



【引用：法務局HP】

自筆証書遺言書保管制度についてのQ&A（参照：法務局HP）

Q	A
① 法務局で遺言書の書き方を教えてください。	① 遺言書の作成に関するご相談には一切応じて頂けません。 →遺言書の作成や内容に不安がある場合は、ぜひ弊社へご相談下さい。
② 保管の申請をした後に、遺言書の内容を変更したい場合はどうすればよいですか。	② 保管の申請の撤回をして遺言書の返還を受けて、遺言書の内容を変更してから、再度保管の申請をしていただくことも可能です。その場合は改めて保管の申請の手数料がかかります。
③ 保管申請を撤回した場合、その遺言は無効になりますか。	③ 保管の申請の撤回は、法務局（遺言書保管所）に遺言書を預けることをやめることであり、その遺言の効力とは関係がありません。
④ 家族（相続人）は法務局に保管されている遺言書を返却してもらうことはできますか。	④ 家族（相続人）であっても返却を受けることはできません。内容を確認するには、遺言書情報証明書の交付の請求又は遺言書の閲覧を行う必要があります。
⑤ 自筆証書遺言を作成したら必ず法務局に預ける必要がありますか。	⑤ 本制度は自筆証書遺言書について、法務局に保管するという選択肢を増やすものであり、従来どおり自宅等で保管していただくことも可能です。

本制度の利用により、大切な遺言書を守ることができます。ご自身の大切な財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討される場合は、本制度の活用もぜひご検討ください。

ひょうごの思い出ぼろぼろ

※ 内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：河村）

塚口支店：松本 次大

緊急事態宣言が解除された7月某日。家族で近所の王子動物園に行ってきました。3歳の長男は、久しぶりの動物園で大はしゃぎ。入園して20分は、動物を見て楽しんでいましたが、メリーゴーランドの遊具が目飛び込むと乗り物に乗ることに夢中。結局、動物を見るよりも遊具で遊ぶ時間の方が長かったそんな一日でした。

